

情報統括監理業務等実施委託（C I O補佐業務）仕様書

本市の情報化に関する体制については、副市長を情報統括監理者（C I O）としており、C I Oを中心に、自治体D Xに関する取組みや、全庁統一的なセキュリティ対策を積極的かつスピーディーに実施しています。本件は、本市のD X推進のマネジメントを担うC I Oを専門的知見から補佐するC I O補佐業務を委託することにより、専門的な知識・経験を本市の施策に反映する必要があるため委託するものです。

1 件名

情報統括監理業務等実施委託（C I O補佐業務）

2 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎ほか

4 委託項目

(1) 全般的な事項

ア 本市にとって有効な提案ができるよう、本市及び国の動向や他自治体の情報等を常に積極的に収集し、本市の立場に立って業務を遂行するとともに、本市の求めが無くとも、本市にとって有益と考えられる場合については積極的に助言・提案・情報共有を行うこと。

イ 本市担当職員の人事異動等を前提とした継続的かつ組織的な支援体制を構築し、担当職員への支援も含めた業務継続への支援を行うこと。また、体制図を提出し、隨時最新版に更新を行うこと。

(2) C I O補佐・I Tガバナンス支援（D X施策全般にかかる専門家の立場からの支援）

ア C I Oの補佐に関する支援・助言

本市のD X施策の推進に関する提言や本市の求めに応じて各種会議等に参加して説明を行う等、専門家の立場から情報統括監理者（C I O兼C I S O）の活動全般について、必要な支援・助言を行うこと。

イ 全序的・横断的なD X施策の推進に関する支援

本市が実施または実施しようとするD X推進に関する事業について、本市

のDX推進プラン、国の動向や他自治体等の情報、民間企業が持つ技術の動向等を踏まえ、事業の妥当性、将来的な展望、課題の解決策について、本市の求めに応じて定例会やDX推進に関する各種会議等で助言や情報共有を行うこと。

ウ ICT人材育成（情報化研修等）

本市における内部向けの情報化研修等において、本市との協議により庁内ICT人材育成に関する講義を行う等、必要な支援や助言を行うこと。

（3）個別の情報システムの評価調整業務に関する支援

ア 情報システム等開発の進捗管理

情報システムの新規導入等、本市が指定する事業（年間1～3システム程度の想定）について、進捗会議等に参加してスケジュール遅延や計画からの乖離等を防止するための必要な助言を行うこと。

イ 情報システム導入時の相談対応及び調達等の適正化支援

（ア）効果的・効率的な情報システム導入を行うため、各システムの予算要求内容等について、その積算の妥当性等について確認し、別紙の業務フローに沿って外部専門家の立場から形式的な書類審査により助言等を行うこと（書類審査を行う案件については大小で年間200件～250件程度を想定し、対象案件は事前に協議するものとする。）。なお、助言の粒度等は本市との協議により決定する。また、標準的な審査基準の策定等に関する助言を行うこと。大型のシステム導入等の案件については、本市の求めに応じて、その効果等を記載する各種様式の作成等についても助言等の支援を行うこと。

（イ）本市が行う情報システムの導入等に関して、所管課が作成する調達仕様書へ公平性の観点や情報セキュリティの確保の観点等から内容の確認や助言を行うこと（年間35件程度想定）。

ウ 情報システム導入後の効果等の分析業務

新たに導入した情報システム等のうち、本市が指定した情報システム（原則、年間3システムを上限とする。）について、本市が提供する資料等を基に導入後の効果分析等を行い、結果を報告すること（A4版数枚程度）。なお、情報システム担当課や委託事業者との調整は本市が行う（本業務の受託者とシステム事業者はやり取りしません。）。

エ 導入相談対応

各所管課からの情報システムの導入及び情報セキュリティ管理等の相談（年間30件程度想定）がデジタル化施策推進室にあった際には、国の動向や他自治体の実績等を踏まえた適切な支援・助言等を行うこと。また、効果的に受託者の意見等を得るための方法（コミュニケーションツール等）を提案すること。なお、当該コミュニケーションツールにおいて機密情報を取り扱う可能性があるため、別紙の「クラウドサービス利用ガイドライン」等を参考に十分な情報セキュリティ措置が実施されたサービスを提案すること。

※相談の例

- ・業務におけるクラウドサービスの利用開始にあたり、セキュリティポリシー等の観点から問題が無いか。
- ・システム更改を予定しているため、当該業務に関する他自治体の動向や国の方針等について教えてほしい。また、現状からどのようなスケジュールで進めしていくべきか相談したい。
- ・現行のシステム運用保守事業者から、相談（運用保守契約の増額、クラウドへの移行の提案など）があつたのだがどう対応すべきか。

※コミュニケーションツールの例

- ・Microsoft Teams（受託者テナントに発注者アカウントを招待する方法）
- ・各種プロジェクト・タスク管理ツールの利用

（4）情報セキュリティ管理に係る実施支援

- ア 本市のセキュリティ業務に関して、事前に対処が求められるセキュリティリスク等についての各種助言や必要な資料確認を行うこと。
- イ 国の動向や本市の業務内容や情報システムの状況等を踏まえ、必要に応じて、セキュリティ関連規定等の改正に関する助言や情報提供を行うこと。
- ウ 本市情報セキュリティ管理会議（C S I R T）の運営に当たり、必要な支援・助言を行うこと。

（5）自由提案

本市のDX施策に資することができると考えられる取り組みについて、自由に提案してください。

（6）その他

- ア 本市のデジタル化施策推進に関し、法令改正や国のガイドラインの改訂に伴う突発・緊急的に発生する新たな案件等について、必要な支援・助言を行うこ

と。

イ A I の利活用に関する国の方針等が示された場合等は、その対応に関して必要な支援・助言を行うとともに、国や他自治体の動向について情報提供を行うこと。

ウ 令和2年度に策定した「I C T部門の業務継続計画（自然災害対策編）」に基づき本市職員が実施する教育訓練について、他都市の事例等を踏まえた情報提供及び資料提供を行うこと。

5 委託事項に関する主なスケジュール

- ・ 4 (2) 各号・・・・・・隨時（別途協議による）
- ・ 4 (3) ア・・・・・・通年（月に1回～2回、1時間／回）
- ・ 4 (3) イ (ア)・・・・8月下旬～10月
- ・ 4 (3) イ (イ)・・・・随时
- ・ 4 (3) ウ・・・・随时（別途協議による）
- ・ 4 (3) エ・・・・通年

6 納品物

本業務の履行において対応した支援や助言及び作成した資料や打ち合わせ摘要等については、業務履行の届出の根拠としてデータ形式により納品すること。

7 データの保護等について

(1) 資料の提供

本業務の実施に当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で行う。

(2) 秘密保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、受託者の担当外部門及び連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり本市が提供する資料及びデータに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に成果物とともに返却すること。

イ 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。

ウ 受託者は、委託開始時に本市に対して、「情報保護に関する誓約書」を提出すること。

(3) 複写複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から引き渡された原票、資料、貸与品等を、本市の許諾なくして複写又は複製しないこと。

(4) 指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な受託業務の内容を、他の用途に使用しないこと。また、この契約の履行により知り得た内容を、第三者に提供しないこと。

(5) 事故発生時における報告義務

受託者は、本業務の履行に当たり事故が発生したときは、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急措置を加えた後、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(6) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、成果物の作成のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報保有及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時における本市の検査終了後に全てを消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに全てを消去すること。

(7) 成果物の権利等

ア 契約期間終了後、本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 本仕様による成果物の一切の権利は本市に属することを確認するが、うち一部に受託者に属する著作者人格権が残存する場合においては、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。

ウ 受託者は、本仕様による成果物が、本市以外の者の著作権等の権利を侵害しないことを確認するものとする。

8 システム開発等業務の受託における制限

本契約の受託者、受託者の連結親会社及び連結子会社、受託者を持分法適用会社に含む会社及び受託者の持ち分法適用会社は、公平性の観点から、令和8～10年度に情報化調整委員会で審議する大規模情報システムについて、当該システムの開発又は開発監理支援業務に従事しないこととする。そのため、本業務の受託者が本市が発注する各種開発支援業務等の調達への参加を検討する際には、情報化調整委員会の対象の選定状況と照らし合わせるため、事前に本市へ相談するものとする。